法規的告示

○内閣府告示第七十六号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第四号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件（平成十二年十二月十五日総理府告示第六十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

○金融庁告示第四十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～六十八　略］ ［号を削る。］ 六十九～百十五　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～六十八　同上］ 六十九　ユニゾ不動産株式会社 七十～百十六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第二百五十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～九十一　（略） 九十二　ラメルテオン 九十三～九十七　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～九十一　（略） （新設） 九十二～九十六　（略）

○農林水産省告示第八百六十九号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十六号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千七十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の規定に基づく農林水産大臣が定めた期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十六号の農林水産大臣が定めた期間は、令和四年八月一日から令和九年七月三十一日までとする。	漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の農林水産大臣が定めた期間は、令和四年八月一日から令和八年七月三十一日までとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第八百七十号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十二条第一項及び第四十六条第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和八年七月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　制限措置の内容

(一)　許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ　21.7トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ　3.5トン

(二)　養殖場の総面積

3平方メートル以上

(三)　養殖場の数

にほんうなぎ　439

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場　399

国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場　40

にほんうなぎ以外の種のうなぎ　103

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場　74

既養殖うなぎのみを養殖する養殖場　29

二　許可を申請すべき期間

令和８年７月１日から同年９月30日まで

三　許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和８年11月１日から令和９年10月31日までとする。